

第841回宮城県教育委員会定例会日程

日 時：平成25年5月15日（水）午後1時30分から
場 所：県行政庁舎 16階 教育委員会会議室

- 1 出席点呼
- 2 開会宣言
- 3 第839回教育委員会会議録及び第840回教育委員会会議録の承認について
- 4 第841回教育委員会会議録署名委員の指名
- 5 教育長報告
（1）宮城県特別支援教育将来構想審議会への諮問について（特別支援教育室）
- 6 専決処分報告
（1）教育功績者表彰について（教職員課）
- 7 議 事
第1号議案 障害児就学指導審議会委員及び専門委員の人事について（特別支援教育室）
第2号議案 宮城県社会教育委員の人事について（生涯学習課）
第3号議案 宮城県図書館協議会委員の人事について（生涯学習課）
- 8 課長報告等
（1）みやぎ鎮魂の日を定める条例の施行に伴う県立学校の休業日の取扱いについて
（総務課・特別支援教育室・高校教育課）
- 9 資料（配付のみ）
（1）平成26年度宮城県・仙台市公立学校教員採用候補者選考について（教職員課）
（2）宮城県美術館特別展「ゴッホ展」の開催について（生涯学習課）
- 10 次回教育委員会の開催日程について
- 11 閉会宣言

第 8 4 1 回教育委員会定例会会議録

- 1 招集日時 平成 2 5 年 5 月 1 5 日 (水) 午後 1 時 3 0 分
- 2 招集場所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 庄子委員長, 佐竹委員, 青木委員, 伊藤委員, 遠藤委員, 高橋教育長
- 4 説明のため出席した者
安住教育次長, 大山総務課長, 高橋教育企画室長, 加藤福利課長, 寺島教職員課長,
鈴木参事兼義務教育課長, 澁谷特別支援教育室長, 山内高校教育課長, 菊田施設整備課長,
松坂スポーツ健康課長, 三浦生涯学習課長, 佐藤文化財保護課長 外
- 5 開 会 午後 1 時 3 0 分
- 6 第 8 3 9 回教育委員会会議録及び第 8 4 0 回教育委員会会議録の承認について
委 員 長 (委員全員に諮って) 承認する。
- 7 第 8 4 1 回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について
委 員 長 青木委員及び伊藤委員を指名する。
本日の議事日程は, 配付資料のとおり。
- 8 秘密会の決定
 - 6 専決処分報告
 - (1) 教育功績者表彰について
 - 7 議 事
 - 第 1 号議案 障害児就学指導審議会委員及び専門委員の人事について
 - 第 2 号議案 宮城県社会教育委員の人事について
 - 第 3 号議案 宮城県図書館協議会委員の人事について

委 員 長 専決処分報告(1)及び議事の各議案については, 非開示情報等が含まれていること
から, その審議等については秘密会としてよろしいか。
(委員全員異議なし)
この審議等については, 秘密会とする。

※ 会議録は別紙のとおり(秘密会のため非公開)
- 9 教育長報告
 - (1) 宮城県特別支援教育将来構想審議会への諮問について
(説明者: 教育長)
宮城県特別支援教育将来構想審議会に対する諮問案について, 御報告申し上げます。
資料は, 1 ページから 2 ページとなる。
資料 1 ページを御覧願いたい。本年度設置した「宮城県特別支援教育将来構想審議会」に対し, 本県の
今後の特別支援教育の在り方を示す新たな構想の策定について, 本書のとおり諮問を行うものである。
諮問の理由については, 資料 2 ページを御覧願いたい。本県では, 平成 2 6 年度までを計画期間とする
「宮城県障害児教育将来構想」を平成 1 7 年に策定し, その理念である「共に学ぶ教育」の実現を目指し,
障害によって生じる様々な教育的ニーズに応じた教育環境の整備を進めてきたところである。この間, 障
害のある子どもたちに対する教育は, 平成 1 9 年に特殊教育から特別支援教育へと大きく転換し, 知的な
遅れのない発達障害も含めて, 特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍するすべての学校において特
別支援教育が実施されることとなった。本県においても, 障害のある幼児児童生徒一人一人に応じた適切な

支援を行うため、様々な取組を行ってきたところである。一方で、特別支援教育についての県民の理解も進み、特別支援学校への入学を希望する児童生徒数が増加しているほか、発達障害等、通常学級に在籍する特別な支援を必要とする子どもたちに対する教育的ニーズも高まっている。

こうしたことから、これまでの取組や新たな課題も踏まえ、障害のある幼児児童生徒に対する教育の一層の充実を図るため、本県の特別支援教育の将来を見据えた新たな構想を策定することが必要であると判断し、その構想について御審議いただくため諮問するものである。

なお、本諮問案については、5月29日に開催される第1回審議会において、同審議会に諮問することとしている。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

佐 竹 委 員 障害を持つ児童生徒や、これまで気付かなかった障害等、特別支援教育に係る態様は様々であると思う。その時々状況や求められているニーズに対応した構想を策定していくことは、とても大切なことである。審議会においては、そのような背景部分を十分に踏まえ、これからの特別支援教育について幅広く検討していただき、その教育が充実していくような構想を策定してほしい。

伊 藤 委 員 「理由書」の下から7行目に「発達障害など、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする子どもたちに対する教育的ニーズも高まっています。」と記載されているが、その対象となる子どもたちの把握については、どのような方法で確認しているのか。

教 育 長 現在、県立高校については、その入学時に選抜試験を実施しており、子どもたちは、その選抜を経て各学校に進学している。そのような中で、保護者や生徒自身から、障害に関する申し出をいただき、各学校で必要な対応をしているケースが多い。ただし、積極的に申し出だけではない保護者・生徒の方々もいるため、入学後の対応等が課題となっている部分もある。今回の策定に当たっては、小・中・高校の通常の学級に在籍している障害のある児童生徒や、そのような特別な支援を必要とする子どもたちに対する具体的な取組について、当該審議会において多角的な見地から議論を深めていただき、同審議会からの答申の内容も踏まえ、本県の教育行政に反映していきたいと考えている。

遠 藤 委 員 今回の新たな構想の策定は、とても待ち望んだ構想になると思う。その中で、現在の本県の特別支援教育では、2つの問題があると感じている。一つは、従来の知的障害、聴覚障害、視覚障害、肢体不自由、病弱に対する教育として、各分野において長年に渡り培ってきた専門性について、今後どのように充実させていくか、もう一つは、発達障害の子どもたちの存在が新たに確認され、その子どもたちに対する後期中等教育をどう進めていくかである。現状では、知的障害の特別支援学校に発達障害の子どもたちも入学している例が多くなっていると思うが、仙台市内あるいは仙台近郊における学校の児童生徒数が飽和状態になっているのではないかとと思われる。また、発達障害の子どもたちに対する教育の場については、従来の特別支援学校だけではなく、通常の学級でも適切な教育に努めていく時代が到来しており、2つの方向性を同時に考えていく必要があると思う。保護者や子どもたち本人からの申し出によりニーズを把握しているとの説明もあったが、発達障害については、社会に出てから人付き合いが悪いとか、仕事の上で差し障りがあるとして医療機関を訪れるとか、あるいは自分の子どもが通常の学校教育に適合しないため、医療機関を通院した際に、その保護者も発達障害ではないかと診断される事例もあると聞いている。

今回の新たな構想の策定に当たっては、そのような現状も踏まえた上で、審議会において議論を深めていただき、資料2ページの「理由書」に記載されているように、幼稚園から大学までのすべての教育現場の先生方が特別支援教育の視点を持ち、その教育活動に臨んでいけるような方向性を見出していきたい。

10 課長報告等

(1) みやぎ鎮魂の日を定める条例の施行に伴う県立学校の休業日の取扱について

(説明者：総務課長)

みやぎ鎮魂の日を定める条例の施行に伴う県立学校の休業日の取扱について、御報告申し上げます。

資料は、1ページから2ページとなる。

資料1ページを御覧願いたい。「1 条例の概要」の「(1) 趣旨」については、東日本大震災の犠牲者に対する追悼の意を表し、記憶を風化させることなく後世に伝え、及び東日本大震災からの復興を誓う日として、みやぎ鎮魂の日を設けるものである。条例では、県及び県民の取組が規定されており、「(2) 県の取組」のとおり、みやぎ鎮魂の日の趣旨を広く普及するとともに、その趣旨にふさわしい取組を行うよう努めることなどが定められている。また、「(3) 県民の取組」のとおり、県民は、みやぎ鎮魂の日の趣旨にふさわしい取組を行うよう努めるものとする定められている。「(4) 条例施行日」については、本年4月1日とされており、平成26年3月11日が初めての「みやぎ鎮魂の日」となる。

次に、「2 県立学校の対応」であるが、みやぎ鎮魂の日を定める条例の制定の趣旨を踏まえ、3月11日を県立学校の管理に関する規則第5条第1項第8号に基づく教育委員会の定める日として、教育長通知により休業とすることとした。また、地域等の実情により、学校行事として児童・生徒全員で追悼式典に参加したい、防災に係る授業を実施したいなど、学校の事情がある場合は、同規則第7条により授業日に振り替えることができるものとした。

さらに、資料下段に記載のとおり「【休業日とするにあたっての留意点】」として、事前に「みやぎ鎮魂の日」の趣旨を説明するなど、児童・生徒が同日を有意義に生活できるようにすることや、「【授業日に振り替える場合の留意点】」として、震災を踏まえた防災教育など、条例の趣旨に沿った学校教育活動を行うことを各県立学校に求めることとした。

以上の内容で、資料2ページのとおり、教育長名の通知文書を5月1日に発出したところである。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

青 木 委 員

とても素晴らしい取組であると思う。大震災の発生後に、多くの子どもたちがボランティア活動に参加してくれたことを記憶している。「(3) 県民の取組」として、「みやぎ鎮魂の日の趣旨にふさわしい取組を行うよう努める」ことについて、各種の行事等に参加することも一つであるが、そのようなボランティア活動に参加することも重要な意義を持つため、その勧め・働きかけも盛り込めないものかと感じた。今回の取扱は県立学校に対するものであり、その対象の殆どが高校生になると思うが、ボランティア活動の素晴らしさ・大切さも風化させずに伝えていくような取組としていただきたい。

佐 竹 委 員

鎮魂の日を休校とし、その日の過ごし方として、各行事やボランティア活動への参加等、その趣旨に相応しい様々な活動や取組等に有意義に活用していくことは、とても大切な取組になると思う。その際に、子どもたちがどんなことを思うか、どんな過ごし方をしたいかなど、それぞれがアイデアを出し、学級単位あるいは学校単位等で考えていくことに深い意義があると思う。その一方で、その日を休校日とした場合に授業日数が減ることとなるが、学習面での弊害がないよう十分に配慮いただきたい。

総 務 課 長

資料下段の「【休業日とするにあたっての留意点】」に記載のとおり、鎮魂の日を単なる休業日と捉えるのではなく、なぜ「みやぎ鎮魂の日」として休業となるのかななどを事前に考えさせるよう、各学校に対して周知したところである。今後、各学校において、児童生徒が取り組んでいく具体的内容等について、それぞれの立場から考えていくこととなる。また、授業の確保であるが、県立高校においては、子どもたちの学力向上に取り組んでいくことも大きな課題の一つであり、その課題を達成するためにも、授業数の確保は大切であると認識している。県立学校の休業日については、この鎮魂の日以外にも、従前からの夏季休業日、冬季休業日、学年末休業日等もある。そのような休業日は、

学校の事情により増減することを可能としているため、各学校の実状に応じた休業日の設定や授業日の振替を行うことにより、授業日数の確保もできるものと考えている。

佐竹委員 鎮魂の日については、あの震災を忘れることなく、風化させないためにも、子どもたちや保護者、学校現場、各地域のすべての方々が心を一つにして、有意義な一日にしていきたい。来年の3月11日が初めての鎮魂の日となるが、その日に対する子どもたちの考え方や過ごし方、そして、実際に取り組んだ成果等、我々も把握したい情報であるので、その内容は適宜提供してほしい。

伊藤委員 みやぎ鎮魂の日の県立学校の対応については、とても大切な取組である。佐竹委員が意見されたように、各学校の取組等に関する横断的な情報共有は、非常に大きな意味があると思う。その取組等について、今後どのように確認していくのか伺いたい。

総務課長 現時点では、各学校の具体的な取組について、事前に調査することは考えていない。ただし、委員御指摘のとおり、その情報の把握と共有については重要であるため、今後、その把握方法等も含めて検討していきたい。

遠藤委員 今回の県立学校の取扱を受けて、市町村立学校ではどのような取扱となるのか。市町村立の小中学校は、市町村の所管であるが、県教委からの市町村への働きかけや依頼等、県内全域で取り組んでいくことは考えていないのか。

総務課長 各市町村に対しては、各市町村教育委員長を参集した会議の場において、条例制定の趣旨等について説明し、その趣旨に沿った対応や取組をお願いしている。ただし、市町村立学校における取扱については、その設置者である市町村の判断によることとなる。県立学校と同様に取り扱うことを正式に決定した市町村は、現時点ではないと思うが、沿岸部の市町の一部では、その取扱いを検討しているようである。

1 1 資料（配付のみ）

- (1) 平成26年度宮城県・仙台市公立学校教員採用候補者選考について
- (2) 宮城県美術館特別展「ゴッホ展」の開催について

1 2 次回教育委員会の開催日程について

委員長 次回の定例会は、平成25年6月11日（火）午前10時30分から開会する。

1 3 閉 会 午後2時14分

平成25年6月11日

署名委員

署名委員